

# 甲府市工事契約基本方針

## 1 基本方針

市は、効率的な行財政運営とともに、公平性の確保が重要であることから、その契約においては、「透明性」、「公正性」及び「競争性」を堅持することが強く求められている。

また、公共工事は、市民生活に欠かせない基盤を整備するもので、社会生活上重要な意義を有していることから、市は、現在及び将来の市民のために良質な成果品を確保する責務があるとともに、地域経済が持続的に発展できるよう努めなければならない。

こうしたことから、次に掲げる事項を基本方針とする。

- (1) 透明性、公正性及び競争性の確保
- (2) 良好な品質の確保
- (3) 地元建設産業の健全な育成と雇用の確保及び就労環境の向上

## 2 取り組み事項

### (1) 透明性、公正性及び競争性の確保

- ① 予定価格が1千万円以上の工事は、原則として一般競争入札を実施し、予定価格については、事前公表する。
- ② 入札参加資格等の情報や入札結果等に関する情報は、契約課における文書閲覧のほか、本市の広報やホームページ、業界新聞などの媒体を活用し、公表する。
- ③ 現場代理人の常駐義務や主任技術者の専任等の緩和により、地域の経済・雇用を支える中小・中堅建設企業の受注機会や入札参加機会の拡大を図り、さらなる競争性に努める。
- ④ 公正で、競争性の高い競争入札を実施するため、談合や不正行為等の防止及び排除に向けた指名停止措置等による厳正かつ的確な対応を行う。
- ⑤ 「暴力団員又は、暴力団員が役員である法人でないこと」を入札参加者資格要件とし、入札参加者に誓約書の提出を求める中で、一切の工事契約から暴力団を排除する。

## (2) 良好な品質の確保

- ① 低入札価格調査及び最低制限価格制度を実施し、事業者の適正な利益と工事等の品質の確保に努める。
- ② 予定価格 3 千万円以上の工事は、価格以外の要素を総合的に考慮した総合評価落札方式の継続的な実施により、公共工事の品質確保に努める。
- ③ 優良工事施工業者については、入札参加資格登録において、加点を行うとともに、総合評価落札方式の評価に反映させる。また、工事検査にかかる評定点が 60 点未満の施工業者については、指名及び一般競争入札参加対象から除外する。
- ④ 予定価格 8 千万円（建築一式工事は 1 億 2 千万円）以上の工事を対象に、「特定建設業許可」の取得を入札参加要件とし、建設工事のより適正な施工確保及び下請業者の保護に努める。ただし、予定価格が基準額に満たない工事であっても、工事内容等から「特定建設業許可」が必要であると判断した場合は、入札参加要件とする。

## (3) 地元建設産業の健全な育成と雇用の確保及び就労環境の向上

- ① 入札参加資格における市内本社業者等の認定基準を明確に規定する中で、地域要件を設定し、地元業者の受注機会の拡大を図る。
- ② 50 万円未満の小規模修繕工事等は、「小規模修繕工事等契約希望者登録制度」を積極的に活用する中で、市内零細事業者の受注機会の拡大に努める。
- ③ 技能労働者の待遇改善等のため、建設工事の入札参加資格申請は、「社会保険等の加入」を必要な資格要件とし、社会保険未加入の業者に対しては、社会保険加入の徹底に努める。
- ④ 「完全週休 2 日制を確保するモデル工事」を令和 5 年度から実施し、公共工事の品質確保のための担い手の育成・確保を図る。